

らせ



乙種第4類危険物 取扱者試験受験者 —— 講習会案内 ——

平成3年度後期危険物取扱者試験が、11月23日に実施されます。この試験に係る講習会が次のとおり行われますので、受講を希望される方は、受講手続きをしてください。

受講手続

10月14日～18日

山梨県危険物安全協会
(県民会館2階)

10月21日 大月市消防本部

10月22日 富士五湖消防本部

講習の日時・場所

11月13日 富士吉田市民会館

11月15日 建設業会館(甲府市)

11月17日 山梨学院大学

※時間はいずれも午前9時30分～
午後4時まで

受講手数料 3,500円

問合せ先 都留市消防本部予防係

☎(43)2341

痴呆性老人看護支援事業

人口の高齢化に伴い、痴呆性老人の問題が増えてきています。

そこで、保健所では、次のような教室を行います。

○家庭看護教室

日程 10月3日 痴呆の理解

17日 社会福祉制度の活用

28日 介護経験者との語らい

※時間は、いずれも午後1時～3時30分まで

場 所 大月保健所

対象者 痴呆性老人を介護している家族

問合せ先 大月保健所 ☎(22)1271

児童手当制度の改正

1人目の児童から受けられます

平成4年1月1日から実施

2人目の児童から支給されている児童手当が、平成4年1月1日からは第1子目の児童から支給されるようになります。また、支給される年齢、支給額も改正されます。改正内容を確認され、第1子目について受給資格のある方は申請手続きをしてください。

改正内容(平成4年1月1日)

事 項	現 行	改 正
支給対象	第2子以降 年 齢	第1子以降 (ただし、第1子については平成3年1月2日以後に生まれた児童が対象です。)
支給される年齢	小学校入学前	3歳未満 (支給される年齢には経過措置があります。(別記))
支給月額	第1子 ——— 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

支給される年齢の経過措置改正により児童手当の支給される年齢は、3歳になる月までとなりますが、平成5年12月までは次のとおり経過措置があります。 第3子以降

支給される年齢の経過措置

	現 行	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	———	1歳未満 (平成3年1月2日以後に生まれた者)	2歳未満	3歳未満
第2子	小学校入学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満
第3子以降	小学校入学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

手続き(申請)が必要です

第1子目の児童が新たに支給の対象になる方は、認定請求をしてください。

認定請求受付期間 11月1日(金)～12月27日(金)

申請受付場所 市福祉事務所厚生係

申請に必要なもの 印鑑

講演会のお知らせ

「調べる・身近な水」

～とりもどそう 泳げる川を～

講師 小倉紀雄

日時 10月19日(土)

午前10時30分～正午

場所 富士女性センター

主催 アースデイ山梨

平成3年度 谷村高校同窓会総会

日時 10月19日(土)

午後2時より

場所 谷村工業高校洗心会館

講演 富士の地質と湧水について

講師 清水小太郎先生

俳文学資料展示会開催

都留文科大学で開催される俳文学会第43回全国大会を記念して、俳文学資料展示会を開催します。

本展示会は、俳文学会全国大会実行委員会が中心となって開催するもので、かなり貴重な資料も展示されます。

日時 10月17日(木)～28日(月)

午前9時30分～午後4時30分

なお、21日(月)のみ休館となります。

場所 ふるさと会館2階

アートホール

俳文学会全国大会実行委員会

都留文科大学教授 楠元六男